

平成30年7月26日

高額療養費の外来年間合算（70歳以上）の申請について

地域医療振興協会健康保険組合

平成29年8月～平成30年7月の期間より、70歳以上の方を対象に、外来の自己負担額の合計額に14万4千円の上限額が設けられました。基準日（毎年7月31日）の所得区分が一般に該当し、外来療養に係る自己負担額の年間合算額が14万4千円を超える方は申請書を提出頂くと、上限額を超える分を高額療養費として払い戻しされます。詳しくは、以下をご確認ください。

記

1. 基準値

- 年 齢： 70歳以上74歳まで（前期高齢者）
収入区分： 一般（標準報酬月額26万以下、住民税課税あり。基準日時点の区分）
限度額： 144,000円（毎年8月1日～7月31日の間の自己負担額合算額）
基準日： 毎年7月31日（死亡の場合は「死亡日」）

2. 申請方法（他の高額療養費制度の場合と異なり、申請書の提出が必要です）

(1) 基準日現在の健康保険加入先が **JADECOM けんぽ** の場合

（事業所担当者を通じて、以下の書類をご提出ください）

- ・過去1年間の間に他の健康保険に加入したことがない場合の提出書類
「高額療養費（外来年間合算）支給 / 自己負担額証明書交付 申請書」
- ・過去1年間の間に他の健康保険に加入したことがある場合の提出書類
「高額療養費（外来年間合算）支給 / 自己負担額証明書交付 申請書」
「高額療養費（外来年間合算） 自己負担額証明書」（注：他の医療保険者発行）

(2) 基準日現在の健康保険加入先が **JADECOM けんぽ** 以外の場合の提出書類

（**JADECOM けんぽ** へ直接ご提出ください）

- 「高額療養費（外来年間合算）支給 / 自己負担額証明書交付 申請書」
（注）基準日現在に加入している健康保険加入先へ提出する「高額療養費（外来年間合算） 自己負担額証明書」を発行します。

以上